

## 不利益処分の処分基準

処 分 の 内 容		原状の回復
所 管 部 課 係 名		インフラ整備部下水道課排水設備係
根拠法令及び条項		<p>新座市下水道条例第23条</p> <p>前条第1項の占用の許可を受けた者は、その許可により占用物件を設けることができる期間が満了したとき、又は当該占用物件を設ける目的を廃止したときは、当該占用物件を除去し、公共下水道を原状に回復しなければならない。ただし、原状に回復することが不適當であると市長において認めるときは、この限りでない。</p> <p>2 市長は、前条第1項の占用の許可を受けた者に対して、前項の原状回復又は原状回復することが不適當な場合の措置について必要な指示をすることができる。</p>
処 分 基 準	関 係 条 項	
	基 準  (未設定の場合はその理由)	将来的に処分の対象が見込まれるものの、過去に処分実績がなく又は稀であって、あらかじめ処分基準を設定することは困難である。
	参 考 事 項	
準	設 定 等 年 月 日	平成11年7月1日設定（平成27年4月1日最終変更）